

藤枝市建設関連業務委託に係る最低制限価格制度要領

制 定 令和4年5月20日訓令8

(趣旨)

第1条 この要領は、藤枝市が発注する業務委託契約の締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく落札者の決定に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設関連業務 測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及び電算帳票業務をいう。

(2) 業務委託契約 市が発注する建設関連業務に係る委託契約をいう。

(対象業務)

第3条 この要領の対象となる業務は、予定価格が50万円以上500万円未満の建設関連業務であって、藤枝市建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領（令和4年藤枝市訓令第7号）の適用を受ける業務を除いたものとする。

(最低制限価格の設定及び算定)

第4条 市長は、競争入札により業務委託契約を締結しようとするときは、最低制限価格を定めるものとする。

2 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書仕様書等に基づき算定するものとし、次の各号に掲げる建設関連業務に応じて、当該各号に定める予定価格算出の基礎となった経費の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8を乗じた額（測量業務にあっては10分の8.2、地質調査業務にあっては10分の8.5）とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2）とする。

(1) 測量業務 次に掲げる額の総額

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額

- ウ 諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
- (2) 土木関係の建設コンサルタント業務 次に掲げる額の総額
 - ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
- (3) 建築関係の建設コンサルタント業務 次に掲げる額の総額
 - ア 直接人件費の額
 - イ 特別経費の額
 - ウ 技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
- (4) 地質調査業務 次に掲げる額の総額
 - ア 直接調査費の額
 - イ 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - ウ 解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
- (5) 補償関係コンサルタント業務 次に掲げる額の総額
 - ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額
- (6) 電算帳票業務委託 作業価格計に 10 分の 7 を乗じて得た額

3 前項に定める算定方法にかかわらず、特別な業務等で同項の規定により難しいものについては、業務委託契約ごとに 10 分の 8（測量業務にあっては 10 分の 8.2、地質調査業務にあっては 10 分の 8.5）から 10 分の 6（地質調査業務にあっては 3 分の 2）までの範囲内で市長が定めた割合を予定価格に乗じて得た額とする。

4 最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は、1 万円単位とする。
(最低制限価格の記入)

第 5 条 前条の規定により設定された最低制限価格は、最低制限価格入札書比較価格（最低制限価格に 110 分の 100 を乗じて得た金額をいう。）とともに予定価格が記載された書面に記入するものとする。

(開札処理)

第6条 市長は、開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われたときは、当該入札者に対し、落札者としない旨の通知をするものとする。この場合において、当該入札者の扱いは、失格とする。

附 則

この訓令は、令達の日から施行し、令和4年7月1日以降の公告又は指名通知を行う業務から適用する。